

横浜市立青葉台中学校【学校いじめ防止基本方針】

平成 26 年 4 月 1 日 策定

平成 29 年 4 月 1 日一部改定

平成 30 年 2 月 28 日一部改定

令和 2 年 2 月 21 日一部改定

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

○ いじめの定義

平成 25 年に施行された「いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）」（以下、法）第 2 条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

○ いじめ防止等に向けての基本理念

すべての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

○ いじめ防止等に向けての基本的方針

前項の基本理念に従い、本校では全ての職員が「いじめは、どの学校、どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ生徒はいない。」という認識のもと、全校の生徒が「いじめのない安心、安全な学校生活」を送ることができるように、いじめ防止等に向けて、法に則って基本的な方針を、以下に定めます。

- (1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努めます。
- (2) 学校は、生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進します。
- (3) 学校は、いじめの早期発見のために、定期的な調査や、教育相談体制の充実に努めます。
- (4) いじめの早期解決のために、当該生徒の安全を保証するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして、その解決にあたります。
- (5) 生徒の気持ちに寄り添いながら対話を通し、一人ひとりのいじめ問題の克服をめざします。
- (6) いじめ問題に関わる全ての人と協力して、その問題の克服をめざします。

2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置、及び活動内容

○ 委員会の構成員「学校いじめ防止対策委員会」には、運営会議の職員（校長、副校長、教務主任、学年主任、主幹教諭、生徒指導専任）と養護教諭があたり、必要に応じて心理や福祉等の専門家の参加を求めます。

○ 委員会の役割

「学校いじめ防止対策委員会」は校内の常設委員会として設置し、月 1 回以上定期的に開催し、生徒理解といじめの未然防止に努めます。

また、いじめ等が疑われる事案を認知した際は、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催し、事

案の解消に取り組みます。事案発生に対して、担任や一部の教職員が問題を抱えることなく、必ずこの組織が中核となって判断や対応を行います。

- (1) いじめに関する情報の収集や記録、対応に関する役割分担をする際の中核となる。
- (2) 重大事態が起こった場合は、学校いじめ防止対策委員会が中核となって調査を行う。
- (3) いじめ未然防止に向けた年間計画の作成やP D C Aサイクルでの検証を行う。
- (4) 委員会の会議録を作成・保存し、進捗の管理を行う。

○ 活動内容

- (1) 未然防止のための学校生活上の環境づくり
- (2) 未然防止のための生活アンケートの実施
- (3) 早期発見のため、相談窓口の周知と、教育相談の充実
- (4) 早期発見、事案対処のため、情報の収集と記録、共有
- (5) いじめを受けた生徒に対する具体的支援の決定
- (6) いじめを行った生徒に対する指導体制、対応方針の決定
- (7) いじめ事案に関わる保護者との連携と支援の方向性の決定
- (8) いじめの再発防止のため、経過の観察と情報の記録、共有
- (9) 年間活動計画の作成と実行、検証と修正
- (10) いじめ防止に関わる校内研修の計画と実施
- (11) 学校いじめ防止基本方針が変化する学校の実情に即しているかの点検と見直し

○ 年間活動計画

月	取組内容	
4	年間計画と生徒指導の経過の引継ぎ 生徒理解研修会①、学級相談①	保護者説明会、入学式
5	学年行事を通して振り返り	宿泊行事、校外学習実施
6	横浜子ども会議（ブロック会議）	学家地連総会①（方針説明） 学校運営協議会
7	人権作文（全校道徳）、個人面談① 休業前生活指導①	街づくり懇談会実施 終業式
8	学級相談②、生活アンケートの実施①	生徒指導専任夏季研修会
9	横浜子ども会議（全体会議）	
10	人権標語展	
11	職員研修会	学校運営協議会
12	個人面談②、いじめアンケート 休業前生活指導②	終業式
1	学級相談③、生活アンケートの実施②	
2	福祉体験、生徒理解研修会②	学家地連総会②
3	取組評価アンケート	
年間	道徳をはじめとしてあらゆる教育活動を通し、人権意識を高める 生徒指導部会の実施（週1回） 学校いじめ防止対策委員会の開催（月1回以上）	

3 いじめ未然防止及び早期発見のための取組

○ いじめの未然防止

- (1) わかる授業づくりを進め、すべての生徒が参加・活躍できる授業を工夫する

- (2) 人権教育、道徳教育の充実を図り、いじめの起こりにくい学校風土をつくる
- (3) 友人関係、集団づくり、社会性の育成のため、社会体験や交流体験の機会を提供する
- (4) 家庭・地域と協働し、生徒の個々の成長に寄り添った指導を行っていく
- (5) 授業等を通し、情報モラル教育の推進を図るとともに、子どもがインターネット端末を利用する際には保護者による注意喚起とペアレンタルコントロールの実施を求める

○ いじめの早期発見

- (1) 日々の生活の中で生徒の変化を見逃さないようにする
- (2) 教育相談（学校カウンセリング）の充実を図り、生徒理解を深める
- (3) いじめの実態調査アンケートなど、生活にかかわる調査を定期的に行う

○ いじめに対する措置

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、いじめ行為がなくなること、及びいじめ行為の再発防止を目指します。

(1) いじめられた生徒への対応

- ア アンケートや相談、客観的な判断からいじめが確認された（疑われる）場合は、校長の指示を受け生徒指導専任を中心とした「学校いじめ防止対策委員会」を開催し、生徒から個別の聞き取り等を実施し早急に対応させ、重大事態とならないよう対処させる。
- イ 人権に配慮しながら事実関係を的確に確認し、親身な指導、悩みを受け止め支える指導を実践するとともに、指導の経過を記録する。
- ウ 保護者に対して、事実について説明するとともに、今後二度と起こらないような体制づくりへむけて協働していく。
- エ 養護教諭やスクールカウンセラー及び医師と連携し、メンタルヘルス・ケア等を行い、自信や存在感をもたせる場の提供を行う。
- オ 教育委員会に事実関係を報告し、必要な対応に関する助言、指示を仰ぐ。

(2) いじめた生徒への対応

- ア 事実確認を行い、いじめは許さないという毅然とした指導及び、継続的な指導をし、相手の思いや自己の行為を考えさせ、二度といじめを起ささない環境を構築する。
- イ いじめに至った原因や背景を確認し、相手の苦しみや痛み思いを寄せる指導を十分に行うとともに、「いじめは決して許される行為ではない」という人権意識を持たせる。
- ウ 家庭に連絡し、指導経過の報告をするとともに、繰り返すことのない指導体制づくりにむけて協働していく。
- エ 必要に応じて外部機関（行政・医療・警察）との連携、協働を図り、再発防止に向けての支援をする。

(3) 学校としての取組

- ア 学級環境等の改善策を協議し、豊かな人間関係を育むための指導方法の改善を図る。
- イ 学級指導の見直しや授業改善を図りながら生徒が充実した学校生活を送れるよう環境の改善を図る。
- ウ 必要に応じて臨時の学級会や集会等を開催し、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという学校（学級）風土の構築を図る。
- エ 学校公開の実施、意見交換会等を実施し、保護者や地域と課題を共有しながら、地域ネットワークを活用し、いじめ防止につなげていく。
- オ 法を犯す行為に対しては、警察等に相談して協力を求める。

(4) いじめの解消

いじめが「解消している状態」は、少なくとも次の二つの要件が満たされている状態を指す

ア いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること。

イ いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

○ 研修等の実施

(1) 生徒理解のための職員会議

(2) 教師自身の感受性や共感性を高める校内研修

○ 学校運営協議会の活用

保護者や地域住民が学校運営に参画する「学校運営協議会」等や青少年の健全育成を目指す「中学校区学校・家庭・地域連携事業」等を活用し、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進します。

4 重大事態への対処

○ 重大事態とは

次のいずれかに該当するときは、いじめの重大事態として対応します。

(1) いじめを受けていた生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた場合

ア 自殺を企図した場合

イ 身体に重大な傷害を負った場合

ウ 金品等に重大な被害を被った場合

エ 精神性の疾患を発症した場合 等

(2) いじめを受けていた生徒が、そのため相当の期間欠席を余儀なくされている疑いがある場合

ア 年間30日間を目安とする。但し、一定期間連続している場合は、目安に関わらず重大事態として対応する。生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態ととらえる。

○ 重大事態の報告

学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに教育委員会に報告し、その後の調査の仕方などの対応を相談します。

○ 重大事態の調査

(1) 重大事態が生じた場合は、弁護士、精神科医、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門的知識を有するもののほか、第三者からなる組織を設け調査する。

(2) 重大事態が生じた後、適切な時期にアンケート等を行い、事実関係を把握し、調査委員会に速やかに提出する。その際、被害生徒の学校復帰が阻害されないよう配慮する。

(3) いじめを受けた生徒及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際、個人情報の保護に関する法律等を踏まえること。

(4) いじめを受けた生徒や保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を必ず報告する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行います。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討します。

また、いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価します。

(1) いじめの早期発見に関する取組に関すること。

(2) いじめの再発を防止するための取組に関すること。